

よくある問い合わせ

過去に多く寄せられた質問への回答を記載しました。申請の際には参考にしてください。

質問	回答
「工事」と「物品・役務」に登録したいが、共通の添付資料は1組でよいか	それぞれに添付するようにお願いします。
申請から登録までにはどのくらいの期間を要するか	申請書類が不備なく提出された日から半月程度です。なお、申請数が多い時期は、手続に時間がかかることがありますので、余裕をもって申請してください。
新たに会社等を設立した場合、資格の取得は可能か	2年以上の営業実績がない方は、原則資格取得はできません。
押印が必要な書類はどれか	委任状・誓約書・使用印鑑届（物品販売・役務提供等は不要）に押印が必要となります。 ※電子申請（物品販売・役務提供等のみ）の場合は、押印した書類をスキャンしたものを添付してください。
申請書類に必要な納税証明書の写しとはどのような書類なのか	書類チェックリストを参照してください。 それでもご不明な点がございましたら、管轄税務署若しくは市役所税務課までお問合せください。
営業種目実績表（様式物03）には何を記載すればよいのか。	営業希望業種分類表（様式物02）に「○」をつけた業種の実績をご記入ください。 また、実績の相手先は官民間いません。
経営規模等評価結果通知書が現在申請中で最新のものが無い。前の結果でも良いか？	申請日時点で発行されている最新のものを添付してください。
財務諸表の写し（直前1か年分のもの）とあるが、決算が間に合わない場合は、どうすればよいか	現時点で最新のもので構いません。
郵送の場合、申請日はいつの日付を記載すれば良いか？	申請書類の作成日を記載してください。
チェックリストに「返信用封筒」の欄があるが、はがきでも良いか？	はがきでも良いです。
入札参加資格登録申請が完了した場合、決定通知等のお知らせは届くのか？	入札参加資格登録の完了を示す決定通知書等の送付は行いません。令和8年10月中に入札参加資格登録事業者を御前崎市のホームページに掲載しますのでそちらをご覧ください。